

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出書			
審査 申出人	住所 <small>(法人の主たる事務所の所在地)</small>		
	氏名(名称)	電話	
	代表者又は管理人	電話	
総代 又は 代理人	区分	総代・代理人(該当するものを○で囲みます。)	
	住所		
	氏名	電話	
審査の 申出事項			
審査の 申出の 理由			
意見陳述			
添付書類			
<p>上記のとおり地方税法(昭和25年法律第226号)第432条の規定により 審査の申出をします。</p> <p>  令和 年 月 日 </p> <p style="margin-left: 40px;">厚木市固定資産評価審査委員会 御中</p> <p style="margin-left: 100px;">審査申出人又は代理人</p> <p style="margin-left: 100px;">住所 氏名</p>			

※ 注意事項については、裏面に記してあります。

【 注 意 事 項 】

- 1 記入事項が多くて本書に書き入れることができない場合は別紙を用いること。
- 2 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人であるときは、その代表者若しくは管理人の住所及び氏名を更に記入し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付すること。
- 3 審査申出事項欄には、次に掲げる該当事項（課税台帳の登録事項）を詳細に記入のこと。
 - (1) 土地の場合（所在、地番、地目、地積、価格）
 - (2) 家屋の場合（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、取得年月日、増築（取得）価格）
 - (3) 償却資産の場合（所在、種類、数量、名称、取得年月日、取得価格）
- 4 審査申出の理由欄には、いかなる理由によって審査の申出をするに至ったかを詳細に記入のこと。
- 5 意見陳述欄には、口頭で意見を述べることを求める場合に記入のこと。
- 6 添付書類欄には、審査の参考資料、証拠書類、代理権を証する書類等を添付のこと。
- 7 審査の申出にかかる固定資産の所在の案内図を審査申出書に添付のこと。
- 8 審査申出書は、正副二通作成して市役所財務部市民税課を経由して審査委員会に提出のこと。